

JIS

電気及び関連分野—取扱説明の作成— 構成，内容及び表示方法

JIS C 0457 : 2006
(IEC 62079 : 2001)
(JSA)

平成 18 年 3 月 25 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	二 瓶 好 正	東京理科大学
(委員)	飯 塚 悦 功	東京大学
	岩 井 篤	社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	大 山 永 昭	東京工業大学
	梶 村 皓 二	財団法人機械振興協会
	菊 地 眞	防衛医科大学校
	佐 野 真理子	主婦連合会
	菅 原 進 一	東京理科大学
	田 中 信 義	キャノン株式会社
	富 田 育 男	社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	樋 口 世喜夫	社団法人自動車技術会
	吹 譯 正 憲	社団法人電子情報技術産業協会
	前 原 郷 治	社団法人日本鉄鋼連盟
	宮 入 裕 夫	東京電機大学
	矢 萩 強 志	財団法人日本船舶技術研究協会
	若 井 博 雄	財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 18.3.25

官 報 公 示：平成 18.3.27

原 案 作 成 者：財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット情報電気標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

制定に当たっては、日本工業規格と国際規格との対比、国際規格に一致した日本工業規格の作成及び日本工業規格を基礎にした国際規格原案の提案を容易にするために、IEC 62079:2001, Preparation of instructions – Structuring, content and presentation を基礎として用いた。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任をもたない。

JIS C 0457 には、次に示す附属書がある。

附属書 A (参考) 取扱説明の評価

附属書 B (参考) 適合性チェックリスト：技術審査

附属書 C (参考) 評価チェックリスト：表示方法審査

附属書 D (参考) 使用者向けマニュアルの目次の例

目 次

	ページ
序文	1
1. 適用範囲	1
2. 引用規格	2
3. 定義	4
4. 原則	5
4.1 製品の一部としての取扱説明	5
4.2 リスクの極小化	5
4.3 特別な取扱い	5
4.4 特定の対象集団向け	5
4.5 寿命の短い製品	5
4.6 取扱説明の基本的考慮事項	6
4.7 取扱説明の作成	7
5. 取扱説明の内容	8
5.1 一般事項	9
5.2 製品の識別及び仕様書, 一般的な警告	9
5.3 取扱説明の識別	9
5.4 製品の改造	10
5.5 安全上の注意	10
5.6 想定される使用環境	10
5.7 適合性の宣言	10
5.8 取扱説明資料の使い方	10
5.9 製品使用のための準備	11
5.10 操作説明	12
5.11 保守取扱説明	13
5.12 予備品一覧表	14
5.13 特殊な工具, 機器及び資材の取扱説明	15
5.14 部品の修理及び交換の取扱説明	15
5.15 製品の使用停止 (解体)	15
5.16 目次, 索引及びその他の一覧表, 定義, 並びに構文	15
6. 取扱説明の表示方法	16
6.1 情報伝達の原則	16
6.2 読みやすさ	17
6.3 イラストレーション	18
6.4 図記号	18
6.5 表	19

6.6	線図及び図表	19
6.7	流れ線図及び系統図	19
6.8	電子媒体, オーディオ及びビデオ	19
6.9	警告表示の強調	19
6.10	色及び色コード	20
6.11	視聴覚表示的告知による告知	20
附属書 A (参考)	取扱説明の評価	22
附属書 B (参考)	適合性チェックリスト: 技術審査	24
附属書 C (参考)	評価チェックリスト: 表示方法審査	27
附属書 D (参考)	使用者向けマニュアルの目次の例	31
解 説	34

白 紙

電気及び関連分野－取扱説明の作成－ 構成，内容及び表示方法

Preparation of instructions－Structuring, content and presentation

序文 この規格は、2001年に第1版として発行された IEC 62079, Preparation of instructions－Structuring, content and presentation を翻訳し、技術的内容及び規格票の様式を変更することなく作成した日本工業規格である。

この規格の目的は、製品使用者向けの指示書、要領書を含む取扱説明 (3.6 参照) を作成する場合に従うべき要求事項及び方法論的規則をまとめたものを提示することにある。

取扱説明は、製品を正しく安全に使用方法について使用者に情報を伝える手段である。情報伝達の手段として、文章、語句、標識、記号、図表、イラストレーション及び視聴覚情報を、別々に又は組み合わせて使用する。

製品特性、複雑さ、リスク及び法的要求事項に応じた使用者向けの情報は、製品自体の上若しくはそのこん(梱)包の上に表示する、又は附属資料として添付してもよい。附属資料とは、例えば、リーフレット、マニュアル、視聴覚テープ及びコンピュータ利用の表示であり、単独又は組み合わせて使用する。

個々の特殊事情を包含する広範囲な情報を提供できる一般的な規格はない。したがって、この規格は、個々の製品規格の要求事項と組み合わせて使用する。又はその製品固有の規格が存在しない場合は、類似製品の規格の関連要求事項と組み合わせて使用する。この規格の使用者は、一部の製品とその製品に添付された取扱説明が、安全性及び廃棄に関する特別な要求事項を含む法の規制を受けることに留意しなければならない。したがって、この規格は、将来制定される製品固有の規格において参照される骨格として役に立つ。

多くの場合、ある製品のために提供された取扱説明は、製造業者又は供給者と顧客との間の交渉の結果である。このような交渉に関連して、この規格は、考え得るあらゆる種類の取扱説明を列挙した構成の基準として利用できる。また、多くの国々では、例えば、EU機械指令(the machine directive of the European Union)のように、提供しなければならない取扱説明の内容が地域内又は国内の法規制に依存していることも指摘しておく必要がある。

取扱説明の品質の評価は、共通の基準に基づいて行うのが望ましい。したがって、この規格は、実践的な推奨事項と評価法とを記載した参考用附属書を含む。附属書 A、附属書 B 及び附属書 C は、主としてこうした評価作業にかかわる専門家を対象にしているが、前記のこの規格の主たる使用者にとっても有用である。

なお、この規格で点線の下線を施してある“参考”は、原国際規格にはない事項である。

1. 適用範囲 この規格は、乾電池のような小さくて簡単な製品から、大規模電気工業設備のような大形又は高度に複雑な製品に至るまで、電気及び関連分野におけるあらゆる種類の製品にとって必要又は有用